

リユースの推進について

1. 背景

リユースについては、イベントにおけるリユース食器・リユースカップの利用や、コーヒーショップ等の飲食店におけるリユース容器の利用促進が挙げられるが、容器包装リサイクル制度に関するものとしては、リユースびんに係る取組がある。

リユースびんのシステムの維持には、国、地方自治体、消費者、中身メーカー、販売店、さらにびん商、回収容器（P箱）供給者、ガラスびんメーカーなど様々な主体が協力・連携しなければ成立しないが、核家族化等の社会構造の変化により大容量の商品よりも小容量の商品が選ばれやすい傾向にあること、配達・回収中心から販売店への流通構造の変化により持ち帰りやすい軽量な容器への転換が進んでいること等の要因から、年々その使用量が減少している。

2. 論点

- 繰り返し使えるびんや食器の利用促進が考えられる中で、リユースの推進のあり方をどのように考えるか。具体的には、地産地消のびんリユースモデルの構築や、市町村による積極的なバックアップ等、地域におけるリユースびんの促進方策のあり方をどのように考えるか。
- 学校給食における牛乳びんについて、環境教育の意義の観点から活用のあり方をどのように考えるべきか。
- 地域循環圏の形成推進のために、コミュニティにおける情報共有の促進により、リユース容器のさらなる活用を検討できないか。

- ・リユースびん（リターナブルびん）の年間使用量は年々減少しており、法定時（平成7年）の約540万トンから、約110万トン（平成23年度）となっている（参考資料 P.37）。
- ・びんが資源として地域で循環している特性や、地域の特産品とガラスびんとの相性の良さを活かし、地域によっては、各主体が連携を図ることにより、びんリユースを推進している事例が見られている（参考資料 P.38）。
- ・容器包装リサイクル法には、容器包装の回収方法が、おおむね90%の回収率を達成するために適切なものである旨の認定を受けた特定事業者は、認定を受けた容器包装に係る再商品化義務を免除される仕組みがある（参考資料 P.39）。

- ・リユースびんの利用を支える制度の一つとして、グリーン購入法に基づく国等による利用があげられる。グリーン購入基本方針においては、特定調達品目のうち、品目「食堂」・「小売業務」・「会議運営」の配慮事項に、再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること等が記載されており、国等はこれらの品目の調達に当たっては、再使用に配慮することとなっている（参考資料 P.40）。
- ・学校給食用牛乳については、紙パックの利用割合が高い地域がある一方で、びんが多く利用されている地域がある。自治体によっては、保護者へのアンケートを通じ、びんか紙パックかどちらを導入すべきかの意見を聴き判断している（参考資料 P.41）。
- ・使い捨て容器が大量に使用されるイベント等から廃棄物の発生抑制を進め、来場者の意識啓発を図るために、地域においてイベント等でのリユース食器の利用が進められている（参考資料 P.42）。